「同条第六項第二号イ⑴又は⑵」に、「場合における適格分割型分割」を「もの」に改め、「分割純資産対応帳簿価額」の下に「（適格分割型分割に該当しない分割型分割にあつては、法第二十四条第三項の規定により当該株式に対して交付されたものとみなされる当該法人の株式の価額のうち同条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額を加算した金額）」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は当該分割型分割が適格分割型分割に該当しない無対価分割である場合」を削り、同号に次のように加える。

イ　適格分割型分割に該当しない分割型分割（ロ及びハに掲げるものを除く。）　当該分割型分割により分割法人（分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される分割型分割にあつては、当該株主等）に交付した当該法人の株式その他の資産の価額の合計額

ロ　適格分割型分割に該当しない分割型分割のうち法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等に該当しないもの（無対価分割に該当するものを除く。）　当該移転資産の価額から当該移転負債の価額を減算した金額

ハ　適格分割型分割に該当しない分割型分割のうち無対価分割で第四条の三第六項第二号イ⑵に掲げる関係があるもの　当該移転資産（営業権にあつては、独立取引営業権に限る。）の価額（法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から当該移転負債の価額（法第六十二条の八第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額

ニ　適格分割型分割　当該適格分割型分割に係る分割法人の資本金等の額につき第十五号の規定により計算した金額に相当する金額

第八条第一項第七号中「当該分社型分割により分割法人に交付した当該法人の株式その他の資産の当該分社型分割の時の価額の合計額（適格分社型分割に該当しない分社型分割のうち法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等に該当しないものにあつては当該分社型分割の時の当該移転資産の価額から当該移転負債の価額を減算した金額とし、適格分社型分割の場合にあつては分割法人の当該適格分社型分割の直前の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額を減算した金額とする。）」を「次に掲げる分社型分割の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　適格分社型分割に該当しない分社型分割（ロ及びハに掲げるものを除く。）　当該分社型分割により分割法人に交付した当該法人の株式その他の資産の価額の合計額

ロ　適格分社型分割に該当しない分社型分割のうち法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等に該当しないもの（無対価分割に該当するものを除く。）　当該移転資産の価額から当該移転負債の価額を減算した金額

ハ　適格分社型分割に該当しない分社型分割のうち無対価分割で分割法人が当該法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。）の全部を保有する関係があるもの　当該移転資産（営業権にあつては、独立取引営業権に限る。）の価額（法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から当該移転負債の価額（同条第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額

ニ　適格分社型分割　当該適格分社型分割に係る分割法人の当該適格分社型分割の直前の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額を減算した金額

第八条第一項第十号中「無対価株式交換」の下に「で同項第二号に規定する株主均等割合保有関係がないもの」を加え、同項第十五号中「当該分割型分割が特定分割型分割である場合」を「法第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する特定分割型分割（以下この号において「特定分割型分割」という。）に、「法第六十二条第一項後段」を「同項後段」に改め、「同項に規定する」を削り、「の当該特定分割型分割の時」を「又は分割承継法人の株式」に改め、同項第二十一号中「自己株式の取得等」の下に「（合併による合併法人からの取得、分割型分割に係る分割法人の株主等としての取得、適格分割に該当しない無対価分割による取得で第二十三条第三項第五号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に掲げる事由による取得に該当しないもの及び法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による現物分配法人からの取得を除く。）」を加え、同条第三項中「第四条の三第二項第一号に規定する無対価合併、同条第六項第一号イに規定する無対価分割及び同条第十八項第一号に規定する無対価株式交換を除く」を「当該法人の株式が交付されるものに限る」に改め、同条第四項中「第四条の三第二項第一号に規定する無対価合併に該当する適格合併、同条第六項第一号イに規定する無対価分割に該当する適格分割又は同条第十八項第一号に規定する無対価株式交換等（）を「合併、分割又は株式交換（当該法人の株式が交付されないものに限る。）に、「無対価適格合併等」を「合併等」に改める。

第九条第一項第二号中「同号イに定める金額」を「同号に規定する抱合株式の当該適格合併の直前の帳簿価額」に改め、同項第三号中「（同項第二号イ⑴又は⑶に掲げる関係があるものに限る。）」を削り、同項第九号中「当該分割型分割が」及び「である場合」を削り、「の当該特定分割型分割の時」を「又は分割承継法人の株式若しくは出資」に改める。

第十四条の七の見出し中「申請手続等」を「手続等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四条の三第一項」の下に「（連結納税の承認の申請）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「に規定する他の内国法人」を「（連結納税義務者）に規定する他の内国法人」に、「第一項の規定の適用を受ける」を「当該他の内国法人が同項の申請書を提出した」に、「これらの法人」を「当該連結親法人又は当該内国法人」に、「が法第四条の三第一項」を「が同項」に改め、「それぞれ」及び「（当該他の内国法人が法第四条の二の承認を受けた後にあつては、当該他の内国法人については、その本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第三項とする。

第十四条の八第三号中「（長期割賦販売等）を「（リース譲渡」に、「長期割賦販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同号イ⑴中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同号イ⑵中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第四号中「含む。）、」を「含む。）又は」に改め、「又は第六十五条の十二第五項第一号（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）」を削る。

第十四条の九第一項中「取消し）」を「取消し等）」に改め、同条第二項中「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第一号中「連結子法人及び」を削り、同項第二号中「他の内国法人及び」を削り、同条第四項及び第五項中「すべて」を「全て」に改める。

第十四条の十の見出しを削り、同条第六項の項の次に次のように加える。

法第七十五条の三第二項（電子情報処理組織による申告）	次に	第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人以外の法人のうち次に

第十四条の十第六項の表法第八十一条の十三第四項（連結特定同族会社の特別税率）の項の次に次のように加える。

法第八十一条の二十四の二第二項（電子情報処理組織による申告）	次に	第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人以外の法人のうち次に

第十四条の十一第三項第三号及び第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十六号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号を同項第十五号とし、同項第十八号を同項第十六号とし、同項第十九号中「第二号、第五号又は第十号」を「第四号又は第九号」に改め、同号を同項第十七号とし、同条第七項第三号を削る。